

第29回袖ヶ浦市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成27年6月22日(月)午後3時00分

2 開催場所 袖ヶ浦市役所旧館3階大会議室

3 定数及び出席委員数 定員27名 現員26名

4 出席委員 24名

2番 関 憲 夫	3番 高 浦 芳 一	4番 篠 原 覚
5番 柳 井 進	6番 渡 邊 久 芝	7番 渡 邊 邦 男
8番 積 田 雅 美	9番 佐久間 政 男	10番 多 田 總一郎
11番 山 下 和 彦	12番 宮 嶋 十 郎	13番 中 川 喜一郎
14番 板 倉 保	15番 佐久間 正 夫	16番 奥 野 政 義
17番 峯 下 健 次	19番 佐久間 保 夫	20番 地 引 正 和
21番 御 園 豊	22番 葛 田 吉 弥	24番 渡 邊 喜 一
25番 笹 生 猛	26番 藤 井 幸 光	27番 佐久間 清

5 欠席委員 2名

1番 山 口 忠 雄	18番 川 名 康 夫
------------	-------------

6 出席事務局職員 4名

佐久間事務局長	在原副参事	鈴木主幹	高品副主査
---------	-------	------	-------

◎開 会

平成27年6月22日午後3時00分 開会

○議長（中川喜一郎君） ただいまより第29回農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、26名中24名出席でございますので、会議は成立しております。

次に、欠席委員の報告を申し上げます。1番、山口委員、18番、川名委員でございます。

◎議事録署名委員の指名

○議長（中川喜一郎君） 日程第1、議事録署名人の指名を行います。

11番、山下和彦委員、12番、宮嶋十郎委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

◎議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長（中川喜一郎君） 日程第2、これより議案の審査を行います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第1号の1について事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。

それでは、議案第1号の1についてご説明申し上げます。議案1ページをごらんください。本件は、平成27年6月2日付で提出がありました。申請内容につきましては、譲渡人は農業経営縮小のため譲りたいとのことです。譲受人は、農業経営拡大のため取得したいとのことです。

総会資料1ページから2ページの位置図をごらんください。場所は、坂戸市場字中川間尻です。現地を確認いたしましたところ、現地は田で、管理されておりますが、草が生えてきておりましたので、刈り取りするよう依頼いたしました。総会資料3ページに木更津市農業委員会発行の農業経営実態証明書を添付しております。

農地法第3条の許可基準であります全部効率利用要件につきましては、遊休農地はありません。農機具については、農用トラック、ショベル、フォークリフトを所有しているとのことです。農作業常時従事要件につきましては、世帯で900日とのことです。下限耕作面積要件につきましては、50アール要件を満たしております。譲受人は園芸を営んでおり、ヤシ、ジンジャー等を栽培するとのことで、栽培する際には地域の基準に従って栽培し、支障の出ないようにするとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

20番、地引正和委員。

○20番（地引正和君） 20番、地引です。

今事務局のほうから言われたとおりに、これは川間尻ということで、議案第2号の1から3までの件と同じでございますので、その反対側の田んぼを買うということでございます。先ほど鈴木さんから言われましたように、草が生えていたのですけれども、この間6月15日に行ったときには、草もきれいに刈られて、非常にきれいになっておりました。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の1について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の1については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の2についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） それでは、議案第1号の2についてご説明申し上げます。

議案2ページをごらんください。本件は、平成27年6月4日付で提出がありました。申請内容につきましては、譲渡人は農業を廃止したいとのことです。譲受人は、農業経営拡大のため取得したいとのことです。

総会資料4ページから6ページの位置図をごらんください。場所は、永地字物崎、字台畠、字沖田です。現地を確認いたしましたところ、現地字台畠は畑、それ以外は田で、畑は耕作されておりました。田については、作付はされておりましたが、耕うんした跡が見られました。総会資料7ページに所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準であります全部効率利用要件につきましては、遊休農地はありません。農機具については、所有する農地を耕作するのに必要な機械はそろっているものと思われまます。農作業常時従事要件につきましては、世帯で600日とのことです。下限耕作面積要件につきましては、50アール要件を満たしております。地域の農地の利用調整に協力し、農薬の使用方法等については地域の

防除基準に従うとのことでした。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

4番、篠原覚委員。

○4番（篠原 覚君） 4番、篠原です。

13日の午後2時から私と、それから譲渡人の〇〇〇〇さんと、その代理人の〇〇さんと、それから譲受人の〇〇〇〇〇さんの弟さんの〇〇〇〇さんという人と、それから権利者所在地農業委員として山下さんと、合計5人で永地の案件の田畑の確認を行いました。

畑は、近所のおばあさんたちが借りて、手を入れてありましたので、よく草も取られていました。田んぼは貸してありましたので、その借りている方が代かき直前まで管理をしておりましたので、ぼやぼやとした草が生えていますが、そういう状態です。

譲渡人の〇〇〇〇さんは、農業を廃業するということですが、両親とも亡くなっていまして、奥さんとは離婚をしていました。それから、息子さんは夫婦子供と別居をしていまして、現在一人で住んでいらっしゃる。職業は大工さんで、今後農業をやる意思はないところから、知人の〇〇さんに田畑を売却したいとのことでした。

私永地ですけれども、永地の担当農業委員会としての一番の心配は、所有権が移転された後の田畑の状態がどうなるかということですので、その点について再三確認をしましたところ、譲受人の弟さんが言うことには、現在譲受人本人の〇〇さんのほうは農業経営の規模を拡大している最中であって、農業の事情などはよく承知しており、農地をそのまま放置しておくという事はあり得ませんということでした。加えて、将来的には畑にして、畑作物を栽培したいという希望を持っているということでした。特に問題はないと思われましても、事務局の説明に少しつけ加えて報告いたします。よろしくお願いたします。

○議長（中川喜一郎君） 次に、権利者住所地農業委員として意見を求めます。

11番、山下和彦委員。

○11番（山下和彦君） 11番、山下です。

篠原委員さんから詳細な説明がありましたので、私のほうから簡単に、担当地区の者として説明いたします。

ちょっと重複はしますけれども、〇〇さんは将来的には今言ったように野菜、豆とか里芋等をつくるための農地を確保したいという思いがあり、本件の話がまとまりました。また、〇〇さんは世帯で年間農作業従事日数が600日あり、特に問題はないと思われました。

以上で報告申し上げます。よろしくご審議いただくようお願いたします。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の2について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の2については許可と決定いたします。

◎議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（中川喜一郎君） 次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第2号の1について事務局の説明を求めます。

在原君。

○事務局（在原浩一君） 事務局、在原です。

議案第2号の整理番号1についてご説明いたします。議案3ページをごらんください。本件は、木更津市在住の個人が市内在住の所有者から申請地を売買により取得し、農地3筆2,967平方メートルの計画区域内を農業用施設用地とし、観葉植物の生産場所にしようとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。なお、本件については平成27年6月2日に申請書の提出がありました。

総会資料8ページの位置図をごらんください。申請地は、袖ヶ浦市民会館の南側約800メートル、東京湾アクアライン連絡道袖ヶ浦インターチェンジの東側約80メートルに位置し、農地性については農振農用地ではありますが、既存の温室等があることから、その用途区分を農地から農業用施設用地に平成27年5月26日付で変更手続されています。

その温室等の設置については、許可を受けずに設置されていることから、君津農業事務所へ相談したところ、許可を受けなかったことについての経過等の始末書の提出を指示され、その提出がされております。始末書によると、この温室等については今回の譲渡人の父親が設置したのですが、父親は既に亡くなっており、事実の確認がとれません。設置者にかわり許可を受けずに設置したことについてのおわびと、その理由について温室等を設置することについて許可が必要であることを知らなかったと思われるとのことです。

また、あわせて君津農業事務所から、今回の申請により所有権移転とともに、温室等の設置について追認の指示を受けたものであり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりでございます。

総会資料9ページに今回の観葉植物の生産場所としての土地利用計画の図面を添付しておりますが、再使用する既存建物の温室は奥行き49メートル、幅7メートル、高さ5メートルのものが2棟、91平方メートルと36平方メートルの農業用倉庫が2棟となります。また、余剰地においては、出荷する植物の積み込み場、肥料や鉢などの資材置き場、作業員の駐車場として使用しますが、舗装等は行わず、現状のまま使用することです。

排水関係については、日常生活を伴わないことから汚水雑排水は排出せず、雨水については自然浸透し、上水については既存の井戸を利用する計画であります。なお、トイレについては簡易式のものを設置し、くみ取りにて対応いたします。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（中川喜一郎君） 本案件につきましては、運営委員会案件でありますので、運営委員会委員長に運営委員会における審議の内容について報告をしていただきます。

地引運営委員会委員長。

○運営委員会委員長（地引正和君） 20番、地引です。

議案第2号の整理番号1号の1から3については、譲受人が観葉植物を生産する農業用施設として使用するため、譲渡人から売買により取得しようとするものであります。

6月15日に運営委員会を開催して、現地の調査及び関係者から状況の確認とともに審議を行いましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

現地においては、譲受人及び代理人の出席を得て午後3時10分から実施し、対象農地の確認を行うとともに、許可申請に至った経緯などの説明をいただきました。

まず初めに、申請地には既に農業用施設である温室と倉庫が建設されていたことから、その経過と譲受人が取得するに至ったことについての説明を受けました。現地における主な質問及びその質問に対する説明は次のとおりです。質問としては、この温室の耐用年数はどのくらいかとの問いに対しては、約50年であるとのことでした。また、どのようなものを生産するのかとの問いに対しては、熱帯地方の花木を生産する予定であるとのことでした。

審査会には、譲受人及び譲受人の代理人に出席をいただき、午後4時25分から市役所会議室にて行いました。事務局からの議案説明の後、譲受人及び代理人から事業計画の説明を受け、続いて各委員から質問を行い、譲受人及び代理人から説明をいただきましたので、その主な内容についてご報告いたします。

温室の中に植物があったが、出荷はどのようにするのか。今後も袖ヶ浦へ進出してくるのかの質問に対して、温室内にあった植物は葉を販売するもので、注文があればいつでも出荷できるようにしておくこと、袖ヶ浦市への進出については袖ヶ浦市の業者と協力し合い、一体でやっていきたいと思っ

ているとの回答でした。隣接する土地所有者への説明はどのように行ったかの問いに対しては、境界査定の立ち会いを実施したときに説明を行ったとの回答でした。この温室のことを知った経過と温室の状態に対する問いに対しては、譲受人が知り合いのボイラー屋から聞いた情報であるとのこと。また、温室は保全の状態もよく、譲受人が所有している温室と同じメーカーのものであるとのことでした。そのほかの質問に対しても、適切な回答をいただきました。

譲受人及び代理人の退席後、運営委員会委員の意見を伺ったところ、農地に農業用施設を建設するに当たり、農地法に基づく転用許可が必要となることを農地の所有者へ指導してもらえよう、〇〇や温室メーカーなどに対し協力を求めるべきではないかとの意見がありました。

採決の結果、運営委員全員一致にて議案第2号の整理番号1号の1から3については許可すべきものとなりました。

以上報告いたします。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第2号の1について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の1については許可相当と決定いたします。

次に、議案第2号の2についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

在原君。

○事務局（在原浩一君） 議案第2号整理番号2についてご説明いたします。

議案4ページをごらんください。本件は、市内の法人が市内在住の所有者から申請地を賃貸借により借用し、農地6筆6,384平方メートルと雑種地1筆271平方メートル、合計6,655平方メートルの計画区域に介護福祉施設を建設しようとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。なお、本件については平成27年6月5日に申請書の提出がありました。

総会資料12ページの位置図をごらんください。申請地は、のぞみ野地区の東側約400メートル、館

山自動車道の南側約400メートルに位置し、住宅、農地、山林が混在する中にあることから、第2種農地であると判断されます。

総会資料13ページに、今回の介護福祉施設の土地利用計画の図面を添付しておりますが、建築面積1,537.68平方メートル、入所定員35名の平家建て建物1棟、入所関係者及び職員の駐車場60台から成る計画であります。排水関係については、汚水雑排水は合併浄化槽により処理し、市道側溝に放流、雨水については雨水貯留槽にて抑制し、同じく市道側溝に放流する計画であります。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（中川喜一郎君） 本案件につきましても運営委員会案件でありますので、運営委員会委員長に運営委員会における審議の内容について報告をしていただきます。

地引運営委員会委員長。

○運営委員会委員長（地引正和君） 20番、地引です。

議案第2号の整理番号2号の1から6につきましては、譲受人が譲渡人から賃貸借により借り受けして、介護福祉施設用地に転用しようとするものであります。

6月15日に運営委員会を開催して、現地の調査及び関係者から状況の確認とともに審議を行いましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

現地においては、譲受人及び代理人並びに担当地区委員である篠原覚委員にも出席いただき、午後2時30分から実施し、対象農地の確認をするとともに、現地において説明をいただきました。

現地における主な質問及びその質問に対する説明は次のとおりです。この計画地の所有者と地目及びこれまでの管理状況はとの問いに対しては、所有者は譲受人の理事長の〇〇で、登記地目は畑であり、植木やお茶の木が植栽されていたとのことでした。土地利用計画についての質問に対しては、進入路及び駐車場の位置、平家建て建物1棟を建設すること、計画区域内の地盤の高低差については、隣接する既存の介護福祉施設と同様の形状となるとのことでした。施設の入所等に関連する質問では、入所者は袖ヶ浦市民に限定され、定員は長期入所が29名、短期入所が6名であり、入所費用は個人の収入状況により異なるとのことでした。また、既存施設の園庭にある畑は誰が管理しているかとの質問には、近隣農家の指導や手伝いを受けて入所者が行っているとのことでした。

審査会には、譲受人及び譲受人の代理人並びに担当地区農業委員に出席いただき、午後3時50分から市役所会議室にて行いました。事務局からの議案説明の後、譲受人及び代理人から事業計画の説明を受け、次いで各委員からの質問を行い、譲受人及び代理人からの説明をいただきましたので、その主な内容についてご報告いたします。

上水道の引き込みがないことに関する質問に対しては、生活用水は深さ150メートルぐらいの新規の井戸を掘り、その水質管理は外部機関による年1回の検査のほか、施設として残留塩素などの水質検査を毎日実施するとのことでした。なお、隣接する既存の介護施設についても同様に、井戸水を使用しているとのことでした。農地法に基づく本件の申請以外の手続に関する質問に対しては、市へ





して近ければ近いほど対応しやすいということ、それからまた今回の場所があいていたという、自分の身内のところがあいていたということで選定されたと聞いています。

説明は以上です。

○議長（中川喜一郎君） 渡邊委員。

○24番（渡邊喜一君） よく片側から見たら邪魔なのだ、はっきり言って。こう車で、軽トラなんかで行こうとしたって、すれ違えば、すれ違うときなんか問題もあるし、そんなあれからすると、なかなか余りいい話ではないのだ、これ。やっぱり畑自体は畑であったほうがいい。そんなやつが入ると非常にお互いに困るので、何かみんなでいい案はないのかね、これ。できるだけそういう農地も守るといふあれ。

○議長（中川喜一郎君） 名案ないと、何か。

はい、局長どうぞ。

○事務局長（佐久間泰利君） 渡邊委員からのご質問、今回に限らず、前から農業委員会は農地を守るべきだというふうな趣旨からの発言があったかと思います。確かに農業委員会とすれば、農地を守るべき、これが基本的な姿勢かと思いますがけれども、ご承知のように転用許可についてはいろいろ要件を付してあります。簡単には転用できないというふうな状況なのですが、今回これがその要件に当てはまった状況だというふうなことで申請をされております。

基本的には農地を守るべき姿勢なのですが、これからは守るべき農地とそうでない農地、例えば農振農用地ですとか1種農地、これはもうきちんと守って、次の世代に伝えていく必要があるかと思っております。2種農地に関しては、開発者の意のままにとは言いませんが、こういう要件がそろえば、こういう開発、老人福祉ということで開発ができると、こういうふうなことでご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） 渡邊委員。

○24番（渡邊喜一君） もう一度確認しておきたいのだけれども、高層化とか、そういうようなあれというのは、指導というやつはできないものなのですか、そういう施設をつくるのに。

○議長（中川喜一郎君） 事務局。

○事務局（在原浩一君） 事務局、在原です。

高層化とかの問題というところになると、条件のほうはどうなのか、なかなか難しいところがあると思うのですが、やはり介護施設ということで、バリアフリーとか、そういった面があると思われまます。階段当然上りおり危険を伴いますので、そういう点から平家建てのほうが好まれるというような感じで受けとめております。ちょっと正しいか不明なのですが、ご理解いただければと思います。

○議長（中川喜一郎君） ほかに質疑ある方。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第2号の2について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成多数でございます。

よって、議案第2号の2については許可相当と決定いたします。

次に、議案第2号の3についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

在原君。

○事務局（在原浩一君） 議案第2号の整理番号3についてご説明いたします。

議案5ページをごらんください。本件は、市内在住の個人が市内在住の所有者から申請地を売買により取得し、住宅兼農業用倉庫に転用しようとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。なお、本件については平成27年6月5日に申請書の提出がなされております。

総会資料15ページの位置図をごらんください。申請地は、平川行政センターの東側約1キロ、国道409号線と広域農道の接続する付近に位置し、住宅と農地の混在することから、第2種農地と判断されます。土地利用については、総会資料16ページのとおりであります。

排水については、汚水雑排水は市の集落排水に接続し、雨水については宅地内浸透により処理する計画となっております。総会資料17ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

9番、佐久間政男委員。

○9番（佐久間政男君） 9番、佐久間です。

6月7日午後1時、代理人の〇〇さん、本人の〇〇さん自分と立ち会いのもと、現地確認しました。現地は、今事務局からの説明どおり、資料15ページで三箇国道409号線と広域農道の交差点近くできれいに管理されておりました。

〇〇さんは、ことし2月の総会において、新規就農許可相当で可決された方で、農業もしております。本件の内容につきまして、事務局の説明どおりですので、皆様のご審議のほどよろしく願います。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第2号の3について、賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成多数でございます。

よって、議案第2号の3については許可相当と決定いたします。

◎議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について

○議長（中川喜一郎君） 次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請を議題といたします。

議案第3号の1についてを議題といたしますが、議案第3号の1ないし議案第3号の12については関連がありますので、議案第3号の1ないし議案第3号の12について一括して事務局の説明を求めます。

在原君。

○事務局（在原浩一君） 議案第3号の1ないし12について、関連から一括にてご説明いたします。

議案6ページから9ページをごらんください。本件は、四街道市の法人が市内外の個人から使用貸借によって土砂等の利用による農地造成のため一時転用をしている農地について、許可期間の延長更新をしようとする案件です。なお、本件については平成27年6月5日付で申請書の提出がなされております。

総会資料18ページの位置図をごらんください。申請地は、代宿地先の椎の森工業団地の南側、県道を挟んだ反対側に位置し、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。

申請内容といたしましては、許可を受けてある期間を延長したいとするもので、平成28年6月17日まで1年間期間を延長更新しようとする案件です。

平成28年6月17日までとされている理由としては、埋め立て事業については完了していますが、畑への農地造成において覆土の調達に時間を要しており、事業完了が見込めないことから期間延長をしようとするものです。また、この申請に至るに当たり、農業事務所と三者による協議、調整をしてお

ります。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（中川喜一郎君） 本案件につきましては、農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請ですので、地元委員の意見及び現地調査の報告は省略し、質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

はい、どうぞ。高浦委員。

○3番（高浦芳一君） 3番、高浦です。

覆土の調達に時間を要しているためとのことですが、どんな覆土に時間を要しているのでしょうか。

○議長（中川喜一郎君） 事務局、在原君。

○事務局（在原浩一君） 事務局、在原です。

総会資料の19ページ、事業計画図になりますが、この黒い点線で囲んだ区域おわかりですか。その点線の中が農地に戻す範囲内になるのですが、ちょうどその点線の中の真ん中ら辺に㊦というところがあるかと思うのですけれども、そこに調整池があります。この調整池の土どめとして使っている土が、もともとあった土とか良質な土を使ってとめてあるということで、それをほかのところの覆土に使おうという計画です。

その土を戻すに当たって、木の植栽により土どめのかわりをつくるということで事業を進めていたところ、昨年日照りの関係で植えた木がみんな枯れてしまったということで、その土どめの土を動かさない状態になってしまったという報告であります。本年度に入り、今考えているのは同じ形で木を植えてもとのあった土を戻すのか、もしくはほかから良質な土を持ってきて戻すのかということで検討中ということでありますので、それについての計画等について、今後の見込み、流れ等を今週中に君津農業事務所のほうと業者、そして市役所のほうで三者による協議、説明を受ける予定になっております。

説明は以上です。

○議長（中川喜一郎君） よろしいですか。

ほかに質疑のある方。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第3号の1ないし議案第3号の12について、賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成多数でございます。

よって、議案第3号の1ないし議案第3号の12については許可相当と決定いたします。

◎議案第4号 平成27年度第3次農用地利用集積計画承認の件

○議長（中川喜一郎君） 次に、議案第4号 平成27年度第3次農用地利用集積計画承認の件を議題といたします。

議案第4号について事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 議案第4号 平成27年度第3次農用地利用集積計画承認の件について説明いたします。それでは、議案第4号についてご説明いたします。

今回の申請は、利用権の設定が10件で、552.20アールとなっております。個々の内容につきましては記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

農用地利用集積計画書（案）9ページをお開きいただきたいと思います。今回利用権の設定を受ける方の経営状況等が記載されております。申請面積及び現経営耕地面積は記載のとおりでございますので、概略を説明させていただきます。

○○○さんですが、申請面積は47.91アール、新規でございます。

○○○さんですが、申請面積は30.63アール、再設定でございます。

○○○○○○○○○ですが、申請面積は27.82アール、新規でございます。

○○○○さんですが、申請件数が6件で、申請面積は426.76アール、新規でございます。

○○○○○○○○○ですが、申請面積は19.08アールで、新規でございます。

以上でございます。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第4号について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第4号については原案のとおり可決されました。

#### ◎報告事項

○議長（中川喜一郎君） 次に、日程第3、報告事項に入ります。

事務局に説明を求めます。

在原君。

○事務局（在原浩一君） 報告第1号についてご報告いたします。

議案10ページをごらんください。農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7項の規定に基づき、局長専決にて処理しましたので、報告いたします。なお、専決処理期間は平成27年5月1日から平成27年5月31日までで、12件です。

続きまして、報告第2号についてご報告いたします。議案14ページをごらんください。農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7項の規定に基づき、局長専決にて処理しましたので、報告いたします。なお、専決処理期間は平成27年5月1日から平成27年5月31日までで、5件でございます。

報告は以上でございます。

○議長（中川喜一郎君） 報告は以上でございます。

#### ◎その他

○議長（中川喜一郎君） 次に、日程第4、その他に入ります。

委員の方から何かございますか。

5番、柳井委員。

○5番（柳井 進君） 5番、柳井です。提案といたしますか、お願いがありまして、一言述べさせていただきます。

地産地消と言われて久しいですが、今奥野委員と笹生委員とで学校給食とゆりの里について市に建議として要望しようと話し合っております。具体的に言いますと、学校給食ですが、現状として食材で地元産の農産物の割合が低い状態であり、これを高める仕組みを給食センターと生産者団体とともにつくっていただくようお願いしたい。袖ヶ浦市産の農産物をふやすことによって、農業の面言えば農家の経営安定化や農業の活性化や、または経済効果などが図られると思いますし、子供たちにとっては食育、地元産農産物への愛着や理解を深めることができるなど、多くのメリットがあると思います。

ゆりの里ですが、現在例えば同じ品目ですと、袖ヶ浦市産以外の野菜等が多く持ち込まれ、競合に

より、出品者によって廃棄処分される野菜などが増加している状況です。ゆりの里に対しては、市から補助金が出ております。地元産の販売促進のため、優遇策を講じていただきたいと思います。以上2点をこれから検討委員会を立ち上げて話し合っていたいただければと考えております。

そこで、よりよい建議にするために、検討委員会にご協力いただける方を募りたいと思います。どなたかご協力いただけないでしょうか。また、質問がありましたらお願いします。

○議長（中川喜一郎君） では、今質問のことが出ましたので、質問のある方どうぞ。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） ただいま柳井委員から検討委員会発足と原案の取りまとめに当たって皆さんに協力を願いたいとの提案がございましたが、趣旨に賛同され、ご協力いただける委員がおりましたら挙手をお願いします。もう一遍言いましょうか。柳井さんの話……もう一遍。検討会の発足と原案のとおり取りまとめるに当たって、皆さんに協力を願いたいとの提案がございましたが、趣旨に賛同される方、ご協力いただける委員の方がおりましたら挙手をお願いしたい。

○8番（積田雅美君） 済みません、その前に、今初めて聞いたことで、聞いてすぐ賛同しろとかなんとかというよりも、ちょっと時間をもらって、柳井さんのほうに文書か何かでみんなに配っていただいて、それで検討していただいて賛同するという形にしたらどうですか。

○議長（中川喜一郎君） 今積田さんのご意見ありましたけれども、様子がよくわからないからそのように進めてほしいということですが、そういう形がよろしいですか。要はもっとわかりやすい内容にして、それから検討委員会に進めるべきだと、そういう話になりますか。

〔「賛成します」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） そういう今、後者の話、そういう進め方、積田さんの進め方の問題、そういうふうにしなないとよくわからないと。

○16番（奥野政義君） ちょっといいですか。そこも絡めてなのですからけれども。

○議長（中川喜一郎君） はい。

○16番（奥野政義君） 16番、奥野です。

今柳井さんが発言したとおりなのですからけれども、実は建議を10月に、市のほうが予算措置のための期限が10月。それで、9月ぐらいまでにある程度まとめたいなという絡みもございまして、積田委員さんのおっしゃることもわかりますし、またそういうことを含めて一緒に検討してもらえる方を希望したいなというふうな考えであります。

食育であるとか、あるいは地産地消であるとか、そういうことを全体として協議して、そして農業委員会としての考え方として、市なりなんなりに建議させていただければなというこの考えで、どうぞよろしくご協力のほどというか、ご理解のほどをお願いしたいと思います。

○議長（中川喜一郎君） 柳井さんが言われて、奥野さんもその関連ですけれども、要はまだ内容がよく承知できないから、みんなに書面をもって、期日も迫っているかもわかりませんが、進め方



をそういうふうにやってほしいと。でないと、賛同者がほとんど、3名ぐらいしかいませんので、これを進めるにはもうちょっとわかりいいようにしていかないと、このことが前に進まないと思うのですけれども、どうですか。

御園委員。

○21番（御園 豊君） 21番、御園でございます。

今柳井委員の申し上げた件でございますけれども、まさにきょう国会で決算委員会がやっております。その中で、学校給食、全国に学校給食問題が論議されているわけですが、その中でやはり学校、子供らに対する食に対しては、農薬の検査とか、そういったような検査がどの程度行われているものなのかということ文科省にきょう、質問をしておりました。そういうことの中では、文科省も各都道府県の給食の実態に対して、農薬検査とか、そういったものはなかなか予算がなくて徹底しておらぬというような文科省の答弁をお昼からやっておりましたけれども、まさにその地産地消ということからすれば、地元からとれた野菜、食べ物を地元の学校給食等に提供していただくのが一番いいことであると思いますが、そこら辺の検査問題状況、農薬問題等々も絡んでくると思いますので、きょうの柳井さんの提案に対して、次回までにそこら辺の袖ヶ浦の教育委員会が給食センターに対してどのような形で検査あるいは指導しているものなのか、そこら辺も地産地消ということによっていけば、どういう形でなされるのが一番いいかということも含めて、次回までにひとつ教育委員会のほうの実態を聞く必要もあるかなと思いますが、そこら辺を加味した中で、ひとつ次回までに柳井さんのほうで、口頭だけでなく、先ほど積田委員から言われましたように、文書化された中で検討した上で、そこらの対応をされたらいかがかなと自分は思っております。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） はい、どうぞ。

○16番（奥野政義君） 御園委員さんのおっしゃることもごもっともなのですが、次回ということになりますと、7月のまた下旬ということになります。今御園委員さんのおっしゃったことも含めて、今3人名前が挙がっているのですが、そのほかに、正直申し上げてきょう欠席の山口さんからも了解をいただいています。あと、内々ではございますが、あえて発表させていただきますと、葛田委員さんからもご了解いただいています。あと、佐久間委員さんからもご了解いただいて、笹生委員さんも一緒にやってくれるという話をいただいていますので、そのほかにも検討していただける方がいらしたら一緒にやっていただいて、要するにそういうことを農業委員会として検討しているのだということの中で、この場所で了解いただきたいのですが、具体的に一つ一つどうのこうのという、またちょっと時間がかかってしまいますので、そういうことを検討するというのをこの農業委員会の中でご協力をいただければ、ご理解いただければということで。

ここで7月になってしまいますと、また8月になりますと、我々農家ですので、8月非常に忙しくなってしまうので、そうすると今度は9月ということで、ちょっと期間が狭まってしまって、余り足

早にやって、事が性急過ぎてという話も出てくるかとは思いますが、できればそういうことで検討を始めるということを知りたいというふうに思っているのですけれども。

○議長（中川喜一郎君） はい、どうぞ。

○3番（高浦芳一君） 3番、高浦です。

済みません、私の理解力が不足しているために、自分自身何をしたいのか、何をしていきたいのかというのが自分整理できていないので、いま一度農業委員会としてというよりも、発案者として、こういうことをしたいのです、こういうことをしたいのですみたいな、農業委員会の性格からマッチングすると思うからこうしたいのですとかという、いま一度、もう一回整理してご説明いただけますか。

○議長（中川喜一郎君） どうぞ、では柳井委員。

○5番（柳井 進君） 農業委員会としては、袖ヶ浦農業の発展を願っていると思うのです。そのために、今回2点を建議としてやろうと考えておるのですけれども、学校給食ではかなり米は100%袖ヶ浦産を使っているのですけれども、野菜は、この間資料をもらったのですけれども、千葉県産の野菜利用率は37.6%で、袖ヶ浦産はそれから大分少ないと思われま。その割合をふやすことによって袖ヶ浦農業は発展していく。まさに袖ヶ浦農業委員会が願っていることだと思えます。それにつながっていくものだと考えております。

その経済の活性化もあるし、農家の所得の向上もあるし、まして収入がふえれば、地域全体の、市全体の経済効果にもなりますよね。そういうことをやっぱり市のほうにその仕組みづくりというのをつくっていったら、どんどん学校給食の食材として、袖ヶ浦農産物を100%までいかない、栄養面で考えれば100%にはとてもいかないと思えますけれども、100に近づけるよう努力していただきたいと考えております。

また、ゆりの里ですが、市の補助金はいただいているものなのですが、袖ヶ浦以外の農産物がかなり入ってきておまして、同じ品目ですと、例えばキュウリとかですと、袖ヶ浦市産の農産物が売れなくて、売れ残って、廃棄処分、出品者によって廃棄処分される野菜がかなりあるということなので、市の補助金をもらっているのですから、地元産の農産物を優遇するような販売をしていただきたいと思っております。その2点をこの間何回か奥野委員と笹生委員と行って話し合いをしまして、そこで市のほうに建議として出していこうというふうになって、この場で皆さん、3人ではなくて、もっと多くの人で協議して、よりよい建議に、市のほうに挙げられたらと思って、きょう提案させていただきました。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） 高浦委員。

○3番（高浦芳一君） 済みません、いま一度確認させてください。市のほうに何として提案したいのですか。

○5番（柳井 進君） 建議といいまして、要望です。

○議長（中川喜一郎君） 局長の説明を求めます。

○事務局長（佐久間泰利君） 建議についてちょっとお話をさせていただきたいと思います。

農業委員会に関する法律第6条に、農業委員会として市長部局のほうに建議という表現で要望をすることができるという項目があります。農業委員会ですから、先ほど柳井委員がおっしゃったように、農業者として困っている、こうしてほしいというような項目があれば、それを取りまとめて、皆さんこの総会に諮って、皆さんのご賛同をいただいてから市長部局、市長のほうへ要望書を提出する建議というふうな手段がございます。

今回柳井委員がご提案しているのは、その建議のもとをつくる、素案をつくるための委員を協力をいただきたいというふうなことで、本来であれば例えば農政部会ですとか、そういうものをつくってあれば、そちらの部会のほうで対応して、最終的には総会に諮っていくというふうな段取りになるのですが、うちのほうはその農政部会というのがございませんので、柳井委員、奥野委員、笹生委員、今3名がこういうふうな建議をしたいというふうなことで考えをお持ちです。これに賛同していただければ、もう少し委員さんの人数をふやしまして、素案をつくるというふうなことの提案だと思えます。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） いろいろなお話出ましたけれども、今何人かお話ししていただきました。その結果、さっき3名ぐらいしかいなかったのですが、この趣旨に賛同して、まずは委員は別としても、賛同、再度確認したいと思います。それが多数にならなかつたら、やっぱり準備を事前にやっていたくとしたと思いますので、もう一遍……

〔「ちょっと聞こえなかったですけど、準備を何とか……」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） だから、要はきょう、これ人数が過半数、皆さんこの提案に半数賛成、賛同得られないと、このことを進められないですよ。と思います。だって、皆さん、最初の段階では3名しかこれに賛同できなかったのではないですか。

はい。

○3番（高浦芳一君） 建議をする段階と、今は建議を最終的にみんなで検討して案をつくって、ゆくゆくはなるべく近いうちに農業委員会として建議を出したい、そのための下作業をしたいというのが今の。建議前提ではないのでしょうか。もちろん前提なのですけども。建議をするからということではないのでしょうか。建議をしたい、そのためにみんなで知恵を絞って作業したいのだというのが趣旨ですよ。だから、そういうのをめり張りをつけてやれば、否定する方はいないのではないですか。

○議長（中川喜一郎君） いいことをやろうとしているわけですから、反対ということではないけれども、まずはこのことを……

○12番（宮嶋十郎君） ちょっと言わせてくれる。

○議長（中川喜一郎君） はい、どうぞ。

○12番（宮嶋十郎君） 今議長も言っているけれども、柳井さんも言ったけれども、みんなは勘違いしている。柳井さんが言っていることが、自分もそこに何回も参加しなければいけないのかなというふうな勘違いをされていて、賛同してくれる人って3人しかいなかったわけですね。もちろん私は、ゆりの里とかの問題あるから参加したいのだけれども、今回はこの案件を農業委員会としてみんなが認めてくれますかということなのでしょう。ということは、だから何十人手を挙げようが、みんながみんなその会議に出る必要はないわけですね。

○議長（中川喜一郎君） ちょっと待ってください。相談しますので、暫時休憩します。

休 憩

再 開

○議長（中川喜一郎君） 休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

先ほど柳井委員から提案ありました。それで、既に奥野委員、柳井委員、笹生委員、それから佐久間委員、葛田委員、それからきょう欠席ですが山口委員、6名既にこれに協力していただける方がいます。ついては、あと数名協力者がいるかどうか、やってくれる方がいるかどうか。特にそれに協力する方がいなくても既に6名いらっしゃいます。素案づくりに今言った方でやっていただくと。私もそれに加わりたいという人がいたら、ぜひあれですけれども、既に6名いらっしゃいますので……

○16番（奥野政義君） ちょっとそれで希望言わせてもらっていいですか。

○議長（中川喜一郎君） はい。

○16番（奥野政義君） その前に、ちょっとあれなのですけれども、私ども農業委員になって3年、もうこととして終わりです。その間、我々のやってきたことは3条、4条、5条、それがメインであって、それ以外は例の農業委員の不祥事の件。農業委員会というのは、本来もう一つ柱があるのではないかと。転用のほかにももう一つ柱がある。それは、やっぱり袖ヶ浦の農業をどう発展させていくかということも一つの大きな柱ではないかと。そういうことの中で、いろいろこの件、前回柳井さんが食育ということも絡めて、学校給食のことを出した。それで思ったのです。その辺をやはりもう一度農業委員会全体として一つのテーマとして取り組む場というか、機会をやっぱりやっていくべきではないかなというふうに思ったわけです。

それで、今6名ということで、限定されてしまうとあれなのですけれども、そんなこと言うとまとまらない話になりますけれども、できれば入っていただきたい方もおられますので、再度その6名で決めないで、再度のメンバーをもう一度募集していただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（中川喜一郎君） 再三言うようですが、素案づくりに今既にいますが、趣旨に賛同され、ご協力いただける委員がおりましたら、このほかにこれに加わっていただきたいと思いますが、どうですか。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 挙手5人。わかりました。では、6名プラス5で、11名でこの素案づくりに

進んでいただきたいと思います。8月にできたものを皆さんにお見せする……

〔「8月は無理だ。9月になっちゃう」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） それは、とりあえず委員が11名、6名、それから今5名手を挙げていただきましたので、その方たちで検討を進めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。ちょっと進め方が下手くそで、失礼しました。

よろしいですね。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○16番（奥野政義君） ちょっといいですか。

○議長（中川喜一郎君） はい、どうぞ。

○16番（奥野政義君） 今応募というか、手を挙げてくださった方、今後の予定を検討したいと思いますので、きょうこの会議終わったらちょっと残っていただければと思いますので、よろしく願いします。

○議長（中川喜一郎君） では、11名の委員の皆さんには、総会終了後、打ち合わせをいたしますので、出口右側の小会議室にお集まりいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） ほかに提案とか何かありますか。

はい、どうぞ、御園委員。

○21番（御園 豊君） 21番、御園でございます。

先月の会議の最後に、農業委員会に関する弁護士との相談ということで、弁護士相談の集計を出していただいたのですが、千葉県農業会議の冊子との法律に対する、告発に関しての整合性がちょっとないような気がするのですが、県のほうはどのような見解だったのか、そこら辺をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中川喜一郎君） では、事務局、局長お願いします。

○事務局長（佐久間泰利君） 5月の総会におきまして、御園委員からご質問のありましたブロック別農業委員研修会資料にある刑事訴訟法の解釈について、これをご報告させていただきます。

まず、ご質問の内容でございますけれども、研修会資料の告発に関するもので、誰でも告発することができる。公務員には告発義務が課されているとあるが、義務があるのかないのか、法律相談の結果との違いを確認したいというふうな趣旨でございます。

研修会資料を作成いたしました県農地農村課の回答としては、県の作成しました違反転用指導マニュアルからの引用であり、この部分は違反転用の指導の流れの中にある最終的な対応として記載しているものである。農地法関係以外であるので、余り詳しくないとした上で、刑事訴訟法第239条の法律の解釈として、第1項では告発することができるという任意の規定であり、第2項は告発をしなければならないという義務の規定になっていることから、違反転用の対処の根拠としているというこ

とでありました。

この回答については、やはり専門外のことなので、余りわからないような回答でした。県の回答は、あくまで違反転用の中での解釈でしたので、うちのほうの総務課に法律に詳しい職員がおりますので、そちらのほうで聞いたところによりますと、刑事訴訟法は事件を幅広く想定している法律で、条文では明確な記載のないことから、弁護士によってその解釈に差が生じるというふうなものではないか。また、239条の2項には公務員へのある種心構えを示した訓示規定と考えているものもいるということでございました。今回のご質問の回答として明確ではございませんが、以上でございます。

それから、川名委員の件につきましては、昨年8月の辞職勧告決議以降、数々の対応をしてまいりました。そして、その都度委員の皆様はその結果を報告してまいりましたが、いまだにその状況は変わっておりません。事務局として、辞職勧告を受けた者のとるべき態度、報酬を得ながら総会欠席を続ける状況、どれをとってもよいことではないとの認識はございますが、私どもといたしましてはなかなか良案が見つかりませんので、今後も委員の皆さんのお知恵をいただきながら対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） 高浦委員。

○3番（高浦芳一君） 今説明をいただいた中で、2つほど。

やっぱり姿勢としてまず1点。御園委員から改めて確認の質問があるが、なければ回答しないというような姿勢はまずだめです。前回には御園委員から質問があって、次回にお答えしますという言い方をお答えしているのですから、その姿勢はやっぱりまずいと思います。それが1つ。

それと、今ご説明の中にあつた、私ども事務局としてはという言い方をしましたけれども、袖ヶ浦市役所の中でも関連するセクション、総務課、人事課、いろいろな課があると思っておりますけれども、報酬を出している。要するに報酬ですよ。その支払っている理由だとかなんとかというのは、いろんな意味で知恵をもらえれば、知恵を出してもらえれば、より適切な、我々がここで考えている以上のより絞った対応ができるのではないかと思うのです。そういう意味ではもっと前向きに、確かにこれまで大変なご苦労されているのはよくわかりますが、市役所の中でも関連する知識がある方、アドバイスをもらえる方がいると思われまますので、もっともっと前向きに検討されていったらよろしいかと思っております。

以上感じたことを、大変恐縮ですけれども、言わせていただきました。

○議長（中川喜一郎君） 事務局、まだほかにございますか。

御園さん、どうぞ。

○21番（御園 豊君） 県の見解は、法律がこの弁護士、先般の袖ヶ浦市の弁護士、顧問弁護士だということなのですが、この顧問弁護士の見解と農業会の本体のほうの見解の相違ですね。そこら辺が今事務局長が言われたように曖昧さがある答弁でしたということになるのですが、こうして県の冊子に

きちっとした刑法第239条云々という文言まできちんと明記してあるわけですから、農業委員になった方々はこの本を見て、ああ我々は公務員の一員であるし、これもしかじかに該当すれば、こういう懲罰、3年以下の懲役または300万円以下の罰金というような問題まできちんと書いてあるわけですので、これに該当されるだろうということは誰もこの冊子を見れば認識するわけです。

ところが、いざこうして事件が発生して、その本髄を追及していくと、何だかわけがわからない。曖昧な回答しか出てこないということは、これはもう本体に問題がある。日本国憲法は1つしかないわけですから、その憲法に準じてこうして告発という文言の中に、懲罰までここにきちんと書いてあるわけですから、これを遵守しろということを全農業委員に示しておきながら、いざ事件が発生したら曖昧な回答しか出てこない。

そして、先般の顧問弁護士の文書の中にもありますように、農業委員会は公務員であるが、一般職員でない。だから、この懲罰には該当しないかのような文言、回答ですね。だとすれば、逮捕者が出なくなるのではないかなと思うのです。片や日本国憲法に準じて、公務員法に準じて逮捕して、懲役、罰金刑まで裁判で実証されているわけです。ところが、この金銭の云々ということについては、憲法該当させておいて、公務員法該当させておいて、そして片や告発義務になったら曖昧な回答で、一般職員ではないよと。だから、この法律は該当しないかのような、そういう曖昧な見解ということは、法律を二通りつくってしまっているわけです。

だから、ここら辺はやっぱり農業委員が今後いろんな活動していく上で、あるいは農業委員ばかりではない。公務員に準ずる任命をされたいろんな役職の方々おるわけです。そういった方々も事件が発生すると、このように袖ヶ浦市の顧問弁護士が述べたように、正規の公務員ではないから、憲法は該当させないのだよというような形で処理をされるということは、これは今後いろんな団体に属していく立場の方々となれば、どっちを採用し、どっちを基準としたらいいかということは、これは明確にならないわけです。

では、どうするかということは、これは単独でやっぱり条例化して、先ほど話が合ったように、我々は税金を手当としていただいているわけですから、それに対して、それに報いるだけのきちっとしたものを発揮しなければならない、仕事しなければならないわけですから、そういったことを考えれば、出なくても振り込んでくれるからいいやと、法には触れていないのだという個人的な考え、そして上部に聞けば、そこら辺は曖昧な検討して出てこないとすれば、やはりこれは公務員に準じた方々に対する市独自の条例でもつくって、白か黒かというものをきちっと示すべきではないかと。市民からこの問題を考えられたとき、何だ、あやふやな締めくくりとして処理されたのでは、納税者はいかがかと思えます。

よって、これらは議会からきょう委員会に来られている方おりますけれども、やはり議会としても袖ヶ浦市条例の中で公務員あるいは公務員に準じた方々の行動、対応、そしてこういったときにはこういう処置をすべきだという、条例化して、白か黒かきちっとつけて、それを市民に我々公務員はこ

ういう対応、あるいはこういう枠がはまっているのだと胸を張って言える、そういったものにしておくべきではないかなと今回の件で痛感いたしました。

私の考えでございますが、ひとつこら辺を含めて、今後また検討されたらいかがかなと思いますので、提案とさせていただきます。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） あと、ほか、事務局何かございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） それでは、本日の日程は全て終了いたしました。

◎閉 会

○議長（中川喜一郎君） これをもちまして、第29回農業委員会総会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでした。

午後4時29分 閉会